

東三河広域連合 地震対策業務継続計画

令和元年5月 改訂
東三河広域連合

目 次

第1章	基本的事項	
第1節	策定趣旨	1
第2節	業務継続計画の目的	1
第3節	広域連合における業務継続計画の基本的な考え方	1
第4節	基本方針	2
第5節	発動及び解除	3
第2章	前提条件（想定する地震と被害の想定等）	
第1節	想定地震モデル	5
第2節	被害想定	5
第3節	職員の参集想定	7
第3章	非常時優先業務	
第1節	非常時優先業務の定義	9
第2節	業務開始目標時間設定ガイドライン	10
第3節	非常時優先業務の選定	11
第4章	非常時優先業務の実施体制の強化に係る対応策	
第1節	人員体制	15
第2節	庁舎等施設	16
第3節	職員用備蓄	17
第4節	重要な行政データ	17
第5章	今後の取り組み	19
第6章	まとめ	21

第1章 基本的事項

第1節 策定趣旨

東三河地域は、「東海地震」、「東南海地震」、「南海地震」及びこれらの連動地震など、南海トラフを震源とする大規模な地震が高い確率で発生すると予想されている地域であり、大規模災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、各市町村において予防、応急対策、復旧・復興に関する計画の策定や様々な取り組みが進められてきたところである。

東三河広域連合（以下「広域連合」という。）は、東三河地域の8市町村（以下「構成市町村」という。）がこの地域が将来にわたって持続的に発展していくための新たな広域連携体制として設立した特別地方公共団体であるが、平成30年度からの介護保険事業開始に伴い、より住民生活に密着した行政サービスを提供することになるため、災害時においても住民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務は、速やかに再開することが求められることになる。

したがって、大規模災害時に広域連合の機能低下が余儀なくされた場合にあっては地域住民の生活に影響を及ぼさないよう、広域連合として継続すべき優先度の高い通常業務を非常時優先業務として選定し、適正な業務遂行を行うために業務継続計画を策定するものである。

第2節 業務継続計画の目的

業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。

業務継続計画に示した平常時の取り組み（事前対策や計画の維持管理）及び災害発生時の対応（事前対策・事後対応）を実施することで、発災直後の業務レベルの向上や業務立ち上げ時間の短縮といった効果を得て、高いレベルでの業務継続を行える体制を確保することを目的とする。

第3節 広域連合における業務継続計画の基本的な考え方

広域連合の例規や事務の運用などは、基本的に中核市の豊橋市に準じていることから、業務継続計画も原則として豊橋市に準じて策定する。ただし、広域連合の特性により以下に掲げる事項について考慮する。

- (1) 広域連合では、消防防災や社会資本（道路、上下水道、公園など生活の基盤となる公共施設）に関する業務を行っていないため、発災直後の住民の生命、身体及び財産の保護やライフラインの復旧などに関する応急対策業務については、基礎自治体である構成市町村が主体となって行うこととなる。

したがって、広域連合として定める応急対策業務は、広域連合自体の機能の確保及び復旧並びに構成市町村が行う応急対策業務への協力に関する事項とする。

- (2) (1)による広域連合自体の機能の確保については、広域連合の主たる事務所がある豊橋市職員会館に勤務する派遣職員（再任用職員を含む）が従事する。

発災直後の応急対策業務の協力については、併任職員が併任元である構成市町村で従事することを基本とする。応急対策業務の協力にあたっては、構成市町村ごとに業務継続計画や地域防災計画等の内容が異なるため、それぞれの併任元である構成市町村の計画等に従うものとする。なお、発動基準となる非常配備基準（第5節参照）についても同様とする。

- (3) 広域連合の業務は、主たる事務所の豊橋市職員会館だけでなく、構成市町村の庁舎等においても実施しているため、構成市町村に設置している窓口等の業務再開にあたっては、構成市町村職員と連携して取り組むものとする。

第4節 基本方針

大規模地震発生時における広域連合としての責務を全職員が共有し、全うするため、以下に示す3つの基本方針を定める。

- 1 大規模地震が発生した際は、地域住民の生命、身体及び財産の保護のため、非常時優先業務の遂行に全力を挙げること。

広域連合は、大規模地震という不測の事態であっても、被害を最小限にとどめることが責務であることから、構成市町村と連携して災害応急対策を速やかに実施し、かつ、業務停止による住民生活への影響が大きい行政サービスについては継続・早期復旧しなければならない。

しかし、大規模地震の発生にあつては、行政も例外なく被災し、人員、庁舎など、様々な資源に制約が生じる恐れがあることから、限られた資源を最大限に活用できるよう、全力で取り組むべき業務（非常時優先業務）と休止する業務をあらかじめ選別しておくこととする。

- 2 非常時優先業務の遂行目標を設定するとともに、目標の実現のため必要な資源の確保と配分を行うこと。

非常時優先業務は、業務停止に伴う住民生活への影響を最小限にとどめるために実施する優先度の高い業務であるから、発災時点で確保できる資源を最大限に活用し、業務を継続・早期復旧することが必要である。

そのため、各部局は、大規模地震の影響によって資源が制限された場合の対応策とともに、確保した資源の適切な配分方法について十分な検討を行い、業務に着手すべき時期や実施の水準といった明確な目標を持って業務に取り組むこととする。

3 想定される大規模地震の発生に備え、平常時であっても全庁的取組として業務継続力の向上に努めること。

業務継続力の向上のためには、業務継続計画を全庁的な体制で運用し、継続的な改善を加えることによってレベルアップさせていくことが重要であることから、平常時の取組としては、「業務継続を阻害する要因（課題）の解消」と「業務継続計画の組織への定着化」を積極的に進めていくものとする。

まず、業務継続を阻害する要因（課題）の解消に向けては、短期的で、各部局が単独で取り組める対策だけでなく、中・長期的に組織全体をあげて調整することが必要な対策も想定されることから、全庁的な体制により解消に向けた取組を推進するとともに、構成市町村とも連携して必要な調整を行う。また、組織への定着に向けては、平常時からの教育と実践的な訓練を定期的実施することにより、業務継続という組織風土を醸成し、各部局への浸透を図る。

第5節 発動及び解除

1 発動基準

この計画は、広域連合の事務所その他出先機関の存する構成市町村における最も高い段階の非常配備基準に相当する災害のうち地震に係る災害の発生に伴い、自動的に発動する。なお、広域連合の主たる事務所がある豊橋市職員会館に勤務する派遣職員（再任用職員を含む）については、構成市町村のいずれかにおいて最も高い段階の非常配備が実行された時点で、この計画が発動するものとする。

【豊橋市の第3非常配備基準】

- ・本市に震度5弱以上の地震が発生した場合
- ・愛知県外海、伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき
- ・地震により相当の被害が発生し、災害対策本部長（市長）が必要と認めたとき

【豊川市の第3非常配備基準】

- ・警戒宣言の発令に伴い地震防災応急対策に係る措置を取るべき旨の通知を受けたとき、又は警戒宣言の発令の報道に接したとき
- ・豊川市で震度5強以上の地震が発生したとき

【蒲郡市の第3非常配備基準】

- ・蒲郡市に震度6以上の地震が発生した場合
- ・その他災害により蒲郡市内全域に影響する大規模な被害が発生した場合
- ・警戒宣言の発令に伴い地震防災応急対策に係る措置を取るべき旨の通知を受けた場合又は警戒宣言の発令の報道に接した場合

【新城市の第4非常配備基準】

- ・市域に震度6弱以上の地震が発生したとき
- ・東海地震予知情報又は警戒宣言が発せられたとき

【田原市の第3非常配備基準】

- ・愛知県外海又は伊勢・三河湾に大津波警報（特別警報）が発表されたとき
- ・本市に「震度5弱以上」の地震が発生したとき
- ・「東海地震注意情報」を受理したとき
- ・「東海地震予知情報」を受理し、「地震災害に関する警戒宣言」が発令されたとき

【設楽町の第3非常配備基準】

- ・町内で震度6弱以上の地震が発生したとき

【東栄町の第3非常配備基準】

- ・県東部に震度5強以上の地震
- ・東海地震注意情報の発表
- ・地震災害警戒宣言の発表

【豊根村の第3非常配備基準】

- ・県下の震度が6弱以上の地震が発生したとき
- ・震度情報ネットワークが震度6弱以上を表示したとき

2 解除基準

広域連合長は、広域連合及び構成市町村の災害応急対策が概ね完了したと認めた時は、業務継続計画の終結を宣言し、非常時の業務継続体制を解除する。

ただし、各部局長は、解除の宣言前であっても、応急対策業務の進捗に応じて、休止した通常業務を再開させるものとする。

第2章 前提条件（想定する地震と被害の想定等）

第1節 想定地震モデル

本計画において前提とする想定地震モデルは、平成26年5月に愛知県防災会議地震部会が公表した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」の「過去地震最大モデル」とする。

「過去地震最大モデル」の震度、津波高、津波到達時間、浸水面積（構成市町村別）

市町村	最大震度	最大津波高 (m)	最短津波到達時間 津波高 30 cmの到達時間 (分)	浸水面積 浸水深 1 cm以上 (ha)
豊橋市	6 強	7.6（渥美半島外海）	9（渥美半島外海）	2,115
豊川市	6 強	3.2	78	160
蒲郡市	7	3.6	59	131
新城市	6 弱	—	—	—
田原市	7	10.2（渥美半島外海）	12（渥美半島外海）	1,931
設楽町	6 弱	—	—	—
東栄町	6 弱	—	—	—
豊根村	6 弱	—	—	—

※最短津波到達時間（津波高 30 cmの到達時間）は、堤防等の被災によるものではなく津波によるものである。

第2節 被害想定

1 建物被害（全壊・焼失）

「過去地震最大モデル」の全壊・焼失棟数（構成市町村別）（単位：棟）

市町村	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計
豊橋市	約 5,500	約 100	約 200	約 20	約 3,100	約 9,000
豊川市	約 2,100	約 10	約 10	約 20	約 800	約 2,900
蒲郡市	約 1,000	約 10	約 10	約 30	約 400	約 1,500
新城市	約 200	*	*	約 50	*	約 200
田原市	約 4,200	約 60	約 100	約 40	約 800	約 5,200
設楽町	約 20	*	*	約 10	*	約 30
東栄町	約 30	*	*	約 20	*	約 50
豊根村	*	*	*	約 10	*	約 10

*：被害わずか 想定条件：冬夕方 18 時、風速 5m/s

※端数処理のため合計が各項目の和に一致しない場合がある。

2 人的被害（死者）

「過去地震最大モデル」の死者数（構成市町村別）

（単位：人）

市町村	建物倒壊等		浸水・津波			急傾斜 地崩壊 等	火災	合計
		（うち屋 内収容物 移動・転 倒、屋内落 下物）		（うち自 力脱出困 難）	（うち逃げ 遅れ）			
豊橋市	約 300	約 20	約 70	約 30	約 50	*	*	約 400
豊川市	約 100	約 10	約 20	*	約 10	*	*	約 100
蒲郡市	約 70	*	約 20	*	約 10	*	*	約 90
新城市	約 10	*	*	*	*	*	*	約 10
田原市	約 200	約 10	約 100	約 70	約 40	*	*	約 300
設楽町	*	*	*	*	*	*	*	*
東栄町	*	*	*	*	*	*	*	*
豊根村	*	*	*	*	*	*	*	*

*：被害わずか

想定条件：冬深夜（5時）、風速 5m/s

※端数処理のため合計が各項目の和に一致しない場合がある。

3 広域連合機能に及ぼす被害（主たる事務所がある豊橋市職員会館の事務局機能に限る。）

地震動	・震度 6 強
液状化	・計算対象外（計算対象となる微地形ではないため）
施設関係 （構造被害）	・新耐震基準が適用された建物（鉄筋コンクリート造）であるため、倒壊する可能性は低い、外壁等に亀裂が生じる恐れがある。
建物被害 （執務空間に おける被害）	・非構造部の被害が発生する恐れがある。 ・一部ガラス等の破損、執務空間の什器の転倒等が発生する。什器等の再配置やガラス破片・内部収納物の片づけ等に半日以上を要する。 ・一部のパソコンが故障し、使用不可になる。
ネットワーク 及び ライフライン 関係	○電力 ・発災直後は、断線等により外部からの電力供給が中断する可能性が高い。 ○電話 ・NTT 回線の通信網の損傷による通信不能の可能性は低い、回線の輻輳により電話がかかりにくい状態が 1 週間程度続く。 ・一般電話の応急復旧については、設備復旧には 2 週間を要する。サービス復旧は災害発生直後から行われ、施設が被災した場合であっても、非常用移動無線車・応急ケーブル・衛星通信車載車などの活用により 1 週間程度で通話可能となる。 ○上水道 ・発災直後は管路被害等により断水する可能性が高い。 ○下水道 ・機能しなくなった場合、水洗トイレの使用不可に波及する恐れがある。

第3節 職員の参集想定

1 参集体制

災害時の職員は、第1章第5節1の「発動基準」により参集するものとする。派遣職員（再任用職員を含む）は広域連合の主たる事務所である豊橋市職員会館に参集するものとし、併任職員については併任元の構成市町村で定められた参集場所に参集するものとする。

2 広域連合（豊橋市職員会館）への参集予測

（1）対象職員数

51人

条件：平成31年4月1日現在において、豊橋市職員会館及び豊橋市役所に勤務する派遣職員及び再任用職員

派遣元	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村	合計
職員数(人)	27	10	5	4	4	0	1	0	51

（2）参集場所

広域連合の主たる事務所である豊橋市職員会館とする。

（3）参集場所までの距離

派遣職員の派遣元庁舎から参集場所までの距離とした。

派遣元	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村
距離(km)	—	7.7	18.9	21.4	18.1	50.8	64.7	81.4

（4）参集手段

道路状況や交通規制を考慮し、20km以内の職員は徒歩又は自転車での参集とした。

参集場所への歩行可能距離が20kmを超える職員は徒歩のみによる参集はできず、鉄道等の公共交通機関が1週間は利用できない想定であることから、1週間後の参集とした。

また、発災直後の出発は困難であるため、発災から30分後に出発し、徒歩又は自転車で1時間に3kmの速度で参集することとした。

（5）参集困難者

本人又は家族の死傷、自宅の被害、自宅近隣又は参集途中における救出・救助活動への従事等のため、参集場所に向かうことができない参集困難者を考慮した。

【参集困難者の割合】

発災後の日数	参集困難者の割合
発災 3 日目まで	20%
発災 4 日～ 7 日目	10%
発災 8 日～10 日目	5 %
発災 11 日目以降	2 %

3 参集可能人数

	発災当日の発災後時間			7 日目	10 日目	1 ヶ月 以内	1 ヶ月 以降
	1 時間	2 時間	7 時間				
参集可能人数	22 人	30 人	37 人	46 人	48 人	50 人	49 人
参集率	43.1%	58.8%	72.6%	90.2%	94.1%	98.0%	98.0%

第3章 非常時優先業務

第1節 非常時優先業務の定義

1 定義

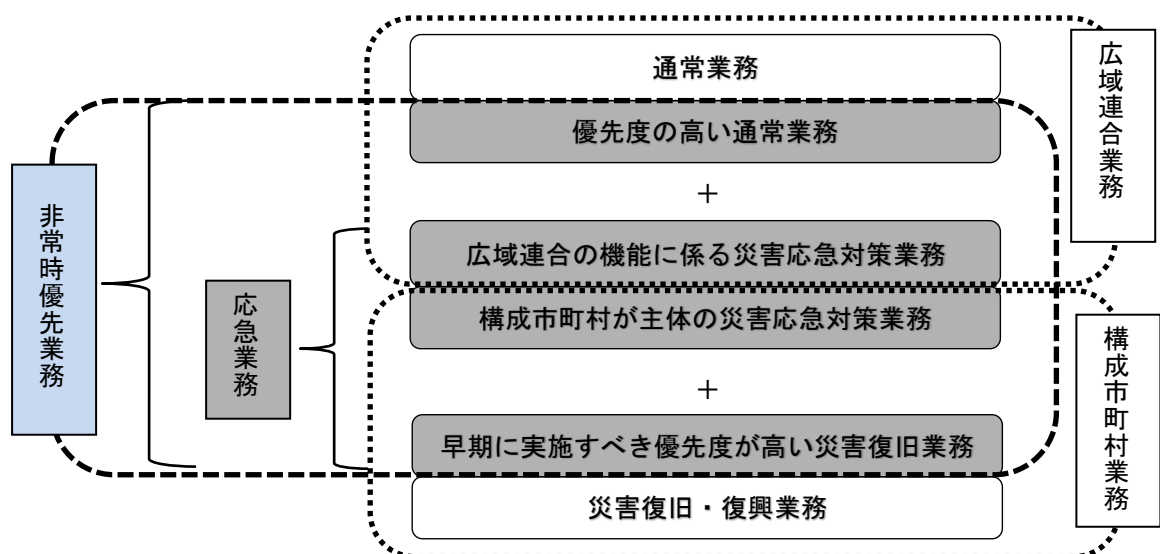
広域連合における非常時優先業務とは、発災から1か月間に優先的に実施すべき業務であって、発災後に実施する「災害応急対策業務」、「優先度の高い通常業務」のことをいう。

第1章第4節「基本方針」に基づき、以下の基準により、非常時優先業務の選定を行った。

【非常時優先業務】

分類		評価基準
災害応急対策業務		広域連合自体の機能の確保に係る災害応急対策業務並びに構成市町村が主体となって実施する災害応急対策業務及び早期に実施すべき優先度の高い災害復旧業務
優先度の高い通常業務	継続する業務(A)	発災後、業務開始目標時間までに業務が実施できなかった場合、住民の生命、身体及び財産又は住民生活に支障が生じるため、中断することが不可能で継続しなければならない業務。
	変更して対応する業務(B)	発災後、業務開始目標時間までに業務が実施できなかった場合、住民の生命、身体及び財産又は住民生活に支障はあるが、簡略化等により変更して対応を継続する業務。

非常時優先業務のイメージ



第2節 業務開始目標時間設定ガイドライン

1 業務開始目標時間設定ガイドライン

選定した非常時優先業務に、広域連合の業務継続計画で定めるべき業務開始目標時間の大枠を示すため業務開始目標時間設定ガイドラインを作成した。

表 業務開始目標時間設定ガイドライン【災害応急対策業務】

業務開始 目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
1 時間以内	・初動体制の確立 ・被災状況の把握	・災害対策の根幹となる体制の立ち上げ業務 ・被害状況の概要把握（被害情報の収集・伝達・報告）
6 時間以内	・被害状況の情報収集及び取りまとめ	・構成市町村の被害状況の収集
1 日以内	・情報資産の運用確保	・行政情報システム及び付属するネットワーク復旧の体制整備

表 業務開始目標時間設定ガイドライン【優先度の高い通常業務】

業務開始 目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
1 時間以内	・継続しなければならない業務の被害状況の把握、復旧の準備	・業務環境の復旧等組織的な業務遂行に必要な業務
1 日以内	・重大な行事の手続き等	・社会的に重大な行事等の延期調整業務（直接請求等） ・重要な業務システム（庁内ネットワーク、介護保険システム等）の再開に関する業務 ・公印管理等
3 日以内	・他の業務の前提となる行政機能の回復	・業務システムの再開に関する業務
1 週間以内	・窓口行政機能の回復	・窓口業務の再開（届出受理、証明書発行等）
2 週間以内		・金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等）
1 か月以内	・その他の行政機能の回復	・その他の業務

第3節 非常時優先業務の選定

1 非常時優先業務（災害応急対策業務）

各課で実施すべき個別の災害応急対策業務及び業務開始目標時間等の詳細について確認するための一覧表を作成した。

【災害応急対策業務】

課	主な業務	業務開始目標時間								
		1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
各課共通	被害状況の取りまとめ、連絡調整及び報告	○								
	構成市町村の応急対策業務への協力	○								
総務課	庁内の情報資産の被害状況の取りまとめ	○								
	行政情報、住民情報のシステム及び付随するネットワーク体制整備					○				
	庁舎機能の確保及び復旧	○								
	構成市町村の被害状況の収集			○						
	議会開催中の広域連合議会との調整	○								
	議会閉会中の広域連合議会との調整					○				

2 非常時優先業務（優先度の高い通常業務）

各課において、広域連合の災害応急対策業務や構成市町村の災害応急対策への協力とともに、発災後に実施すべき優先度の高い通常業務について、業務の分類（A：継続する業務、B：変更して対応する業務、C：1か月以内は休止する業務）と個別の災害応急対策業務及び業務開始目標時間等の詳細について確認するための一覧表を作成した。

【優先度の高い通常業務】

課	業務名	業務の分類	業務開始目標時間									
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	1か月以降
総務課	広域連合議会対応（連絡・調整）	A					○					
	公印管理、公告式	A					○					
	郵便等の收受、発送	A						○				
	条例規則・議案の審査	B								○		
	情報公開、個人情報保護制度の実施	B									○	
	公平委員会	C										○
	職員の給与関係	A									○	
	職員の人事関係	A									○	
	職員の定数、配置等の人事関係	C										○
	職員研修、教養	C										○
	行政情報管理システムの運用管理	A					○					
	住民情報に関わるシステムの運用管理	A					○					
	総合行政ネットワークの運用管理	A					○					
	セキュリティポリシーの運用管理	C										○
	基金管理・資金計画事務	A							○			
	財務会計システム管理業務	A							○			
	各会計予算編成業務	A								○		
	決算統計関係業務	B								○		
	健全化判断比率関係事務	B								○		
	財務諸表関係事務	C										○
	財政公表等広報関係事務	C										○
	財政資料、照会文書事務	C										○
	公務中の交通事故処理	A						○				

【優先度の高い通常業務】

課	業務名	業務の分類	業務開始目標時間									
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	1か月以降
総務課	公用車の定期点検、緊急修繕	C										○
	物品の購入	A								○		
	契約審査会	B								○		
	市長村長会議、副市長村長会	B										○
	行政評価	C										○
	広域行政に係る企画調整、関係機関との調整	C										○
	まち・ひと・しごと創成総合戦略の策定及び進行管理	C										○
	地方創生の推進に係る企画調整及び関係機関との連携	C										○
	「広報ひがしみかわ」などの編集、発行	A										○
	広域連合ホームページの管理、運営	A							○			
徴収課	納税の猶予	B							○			
	滞納整理、滞納処分	B										○
	差押物件換価	C										○
消費生活課	消費生活相談、消費者啓発	C										○
旅券センター	一般旅券の発給申請の受理等	B							○			
介護保険課	介護保険事業者との連絡調整	A					○					
	介護保険の給付事務	B									○	
	介護保険の資格管理	B							○			
	介護保険の申請受付・認定	B							○			
	介護保険料の賦課徴収	C										○
	介護保険の事業報告	C										○
	地域支援事業、総合事業	C										○
	介護保険法、老人福祉法の届出等	C										○
監査指導課	社会福祉法人設立認可等	C										○
	社会福祉法人、介護保険事業所等の指導監査	C										○
障害福祉課	障害支援区分認定審査会の運営	A							○			
都市計画課	航空写真撮影及び地形図データの作成	C										○
会計課	緊急性の高い支出に係る現金の出納及び保管	A					○					
	指定金融機関（送金、振込み業務）（事前準備の完了した業務に限る）	A					○					
	公金の受入れ及び支払	A							○			

【優先度の高い通常業務】

課	業務名	業務の分類	業務開始目標時間									
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	1か月以降
会計課	歳計現金及び基金の運用管理	B								○		
	決算	C										○
	小切手の振出し、保管	C										○
	歳入歳出外現金	C										○
	収入、支出（収入の受入れ、支払事務）	C										○
	介護保険料口座振替	C										○
	債権者登録	C										○
	日計表の作成	C										○
	資金計画の作成	C										○
	出納検査	C										○
	備品管理	C										○
	支出証拠書類の整理・保管	C										○
監査委員事務局	住民監査請求等の要求監査の実施	A							○			
	監査計画	C										○
	例月出納検査の実施	C										○
選挙管理委員会事務局（総務課）	選挙の執行等（直接請求の実施）	A					○					
	選挙管理委員会の開催	A					○					
	選挙人名簿の調整	B							○			
議会事務局	議会の公印の管理	A					○					
	本会議開催中の議会運営	A					○					
	本会議閉会中の議会運営	B									○	
	議員報酬、費用弁償	B									○	
	視察	C										○

第4章 非常時優先業務の実施体制の強化に係る対応策

地震・津波等による庁舎や職員等の被災により様々な制限が発生する中、非常時優先業務を円滑に遂行するためには、災害時に活用できる人・庁舎・設備・情報・ライフライン等の現状の資源や業務実施上の課題を踏まえ、必要資源の確保や業務実施にあたる人員体制を確保していくことが必要である。本章では、第2章で示した被害想定や東日本大震災の教訓を踏まえ、様々な状況を想定し、事前対策としての業務実務体制の強化に向けた具体的な対応策を定める。

第1節 人員体制

(1) 現状・課題

- ① 被害状況によっては、職員自らの被災や交通手段の寸断、地域の救助活動等により、迅速に参集できず、非常時優先業務の実施が円滑に遂行できないおそれがある。また、家屋の倒壊等の被害により、職員が自宅周辺で救助活動を行い、参集が遅れることも想定される。
- ② 初動期においては、参集人員が少ないことに伴い、初動参集職員の過労働が生じる。

(2) 対応策

- ① 震災発災時には、広域連合長をはじめとする決定権者が事故等により速やかに参集できない事態も想定される。本来の決定権者不在の場合にあっても、職務を代理して決定等を行わなければ迅速な対応に支障をきたすこととなるため、広域連合長の職務代理者の順序に応じて対応を図る。

◆広域連合長の職務代理者順序

第1～7位	副広域連合長
第8位	事務局長
第9位	総務課長

※副広域連合長の順位にあつては、東三河広域連合長の職務代理者の順序を定める規則（平成27年東三河広域連合規則第4号）第2条に準ずる。

- ② 職員は、自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認したうえで、直ちに定められた参集場所に参集する。その際は、自転車等できる限り早期に参集場所に到着するための有効な手段と経路を検討しておくものとする。

また、職員自らの被災を防ぐための教育や啓発を行う。（各職員の自宅における建物の耐震化、家具の固定、備蓄品の確保等）

- ③ 効率的な人員配置やローテーション、外部支援の要請事項を整理し、職員の運用体制と各課の調整事項を整理しておく。

第2節 庁舎等施設

1 庁舎

(1) 現状・課題

広域連合自体の機能の確保に係る災害応急対策の本部は、豊橋市職員会館4階の総務課に設置することを予定しているが、被災による建物の倒壊等で豊橋市職員会館が使用できない場合の代替場所が決まっていない。また、豊橋市職員会館は非常用発電設備が未設置のため、長期間停電となった場合に電源の確保ができず、業務の遂行に多大な影響を及ぼす。

(2) 対応策

倒壊や長期間の停電等により豊橋市職員会館が使用できない場合を想定し、豊橋市役所庁舎内等に代替場所を確保する。

(3) 関係課

・総務課

2 庁内情報ネットワーク

(1) 現状・課題

① ネットワーク機器の電源接続状況

行政情報システム及び住民情報システムのネットワーク機器（コアスイッチ、フロアスイッチ、HUB等）について、豊橋市情報企画課の電算機室に設置しているネットワーク機器は庁舎の非常用電源に接続されているが、各課等に設置しているHUB等は非常用電源に接続されていないものもあるため、災害時の利用については、電源の復旧を待たなければならない場合がある。

② 構造・什器被害による影響

- ・豊橋市役所庁舎のエキスパンションの被災により、電算機室への非常用電源の切断、ネットワークの切断や電話等の不通が発生するおそれがある。
- ・電算機室やE P S内におけるネットワーク機器を収容したラックは、耐震仕様（アンカーで固定）であるため、強い揺れの場合、収納ラックの上部が揺れ、ネットワークが切断するおそれがある。また、非常に強い揺れでラックが倒壊した場合には、保守業者を待たなければならない場合がある。

(2) 対応策

- ① 庁内情報ネットワークを含めた情報システムの継続、早期の復旧を実現するため、次のことを踏まえ、豊橋市ICT業務継続計画に準じた対応を可能とするための体制を整備する。

- ・災害時にネットワークが切断した場合の代替方法や復旧措置等の対応策
- ・災害時のネットワーク復旧における協定事業者の早期確保に係る方針
- ・各課等でHUBへの電源供給手段の確保

- ② 停電時においても豊橋市職員会館と豊橋市役所間で連絡ができる連絡要員を確保する。

- (3) 関係課
 - ・総務課

3 災害時にもつながりやすい多様な通信手段

(1) 現状・課題

断線等により通常回線の固定電話、携帯電話等が使用不能になった場合において、使用可能な衛星携帯電話や災害時優先電話の整備がされていないため、情報収集・発信等を行う通信手段の確保が困難となっている。

(2) 対応策

衛星携帯電話や災害時優先電話の整備が現状困難であるため、豊橋市職員会館に近接する豊橋市役所から情報収集を行い、連絡調整の協力を仰ぐ。

- (3) 関係課
 - ・全課

第3節 職員用備蓄

(1) 現状・課題

広域連合としては備蓄食料等の整備は行っていないため、広域連合自体の機能の確保に係る災害応急対策業務に従事する職員の食料等の確保が課題である。

(2) 対応策

- ① 3日分の食料や飲料水を職員自らが職場への備蓄を行う。なお、栄養バランスを考慮し食料の種類を豊富にすることで災害対応の長期化へ対応する。
- ② 職員の自助努力で賄えない部分に関しては、構成市町村と連携して食料等の調達を行う。

- (3) 関係課
 - ・全課

第4節 重要な行政データ

(1) 現状・課題

- ① 庁内で業務に利用されている重要情報に関するシステムについて、豊橋市情報企画課電算機室内に設置する行政情報・住民情報システム及び付随するネットワーク、並びに各ネットワークに接続するクラウドサービスにおいては、総務課情報グループ併任職員により豊橋市ICT業務継続計画に準じて、ICT関連業務の継続、早期の復旧が必要となる。
- ② 各課個別システムについては、各システム業務継続計画等により、業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急な復旧が必要となる。
- ③ データのバックアップは実施されているものの、同時被災の可能性やバックアップ（複製）作成に要する時間などを考慮し、保管場所について検討が必要となる。

(2) 対応策

- ① 豊橋市 I C T 業務継続計画を把握するとともに、各システムの業務継続計画については必要に応じて担当課が策定し定期的な見直しを行う。
- ② データのバックアップ保管場所を遠隔地とするなど、庁舎と同時被災しないような配慮の検討を行う。
- ③ バックアップの保管先をクラウド化することも有効な手段として考えられるが、個人情報漏洩などのリスクが懸念されるため、万全なセキュリティ対策が必要となる。

(3) 関係課

- ・全課

第5章 今後の取り組み

1 組織への定着

業務継続計画の定着と課題の対応を具体化するため、全庁を挙げての体制を構築し、平常時から課題の改善状況や研修・訓練の実施状況等の進行管理を行い、必要に応じて見直しを行うなど、業務継続計画の改善・定着を図っていく。

2 研修・訓練等を通じた計画の定着と課題の解消

職員一人ひとりが、災害時に与えられる役割や施設等の資源制約の可能性について、平常時から理解できるようにするためには、研修・訓練等を通して職員個人の能力を向上させるとともに、組織的な対応力の向上を図っていく必要がある。

研修・訓練等の場において、業務継続計画を使用するとともに、参集訓練、安否確認訓練、停電時の業務立ち上げ訓練などの各種訓練を単独又は構成市町村の防災訓練と組み合わせて実施することを検討していく。

また、業務継続計画のより適切な運用等を図るため、研修・訓練等の実施・検証を通じて、新たな課題の発見や非常時優先業務の見直しを行うとともに、課題の解消に向け、計画的に庁舎設備等の強化や業務マニュアルの整備等を進めていく。

業務継続計画に係る訓練メニュー（例）

想定する対応時期	訓練名	内容
初動期	情報収集を伴う参集訓練	・被害状況の把握を行う課の所管施設を整理し、各課単位で実施 ・初動期の参集要員（7時間以内参集可能）を対象とした訓練を実施
	安否確認訓練	・全職員への一斉安否確認を実施
初期～応急期	業務立ち上げ訓練	・停電時を想定した業務立ち上げ・遂行の訓練を実施
	情報収集・伝達訓練	・災害情報収集・伝達訓練を実施
初動～応急～復旧・復興期	広聴対応訓練	・住民サービスに係る窓口対応関連部・課により実施

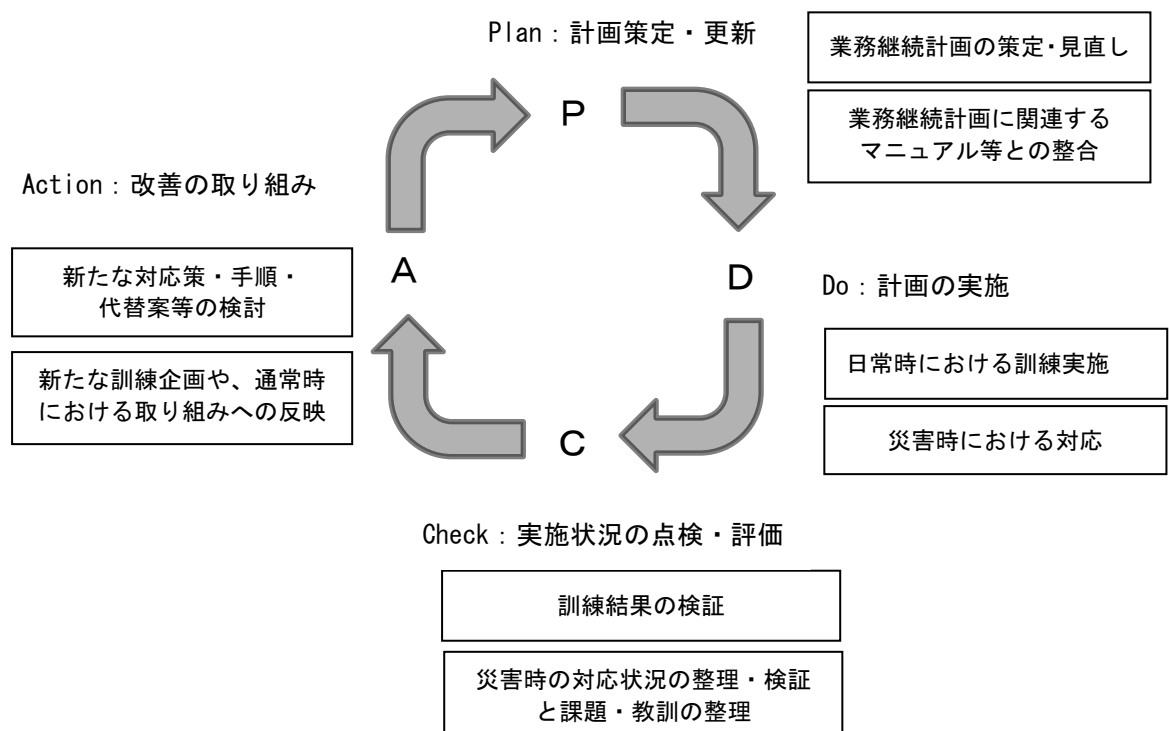
3 計画の継続的更新

(1) 計画の更新時期・反映すべき項目

業務継続計画は、次の時期において見直しを行うとともに、日常における訓練や災害対応の教訓を活かし、継続的に更新を図る必要がある。

- ① 組織編成の見直し時期
- ② 新規事業の追加など実施事業の変更時期
- ③ 構成市町村の防災関連計画等の見直しに伴い、広域連合の計画に見直しの必要が生じた場合
- ④ その他、区域内又は他都市における類似災害発生による新たな教訓・知見等が得られた時

(2) 業務継続計画の策定・更新に係る PDCA サイクルのイメージ



第6章 まとめ

業務継続計画は、阪神・淡路大震災以降の地震災害や平成23年3月11日に発生した東日本大震災といった地震・津波災害の教訓を踏まえ、大規模地震災害発生時における非常時優先業務を定め、対応時期となる業務開始目標時間と業務遂行のための事前対策と対応をまとめたものである。

広域連合では、対応すべき主な業務の実施時間を定め、全庁的に整合を図りながら、非常時優先業務の整理を行った。

本計画は、機構改革、実施事務の追加、構成市町村の防災関連計画等の変更などにより、随時更新していく必要がある。計画更新にあたっては、新たな対応策の知見を積極的に取り入れるとともに、本計画に示した継続的な訓練等の実施を通じ職員への周知啓発を図ることで、広域連合の業務継続能力を向上させるものとなるよう努める。